

世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定素案〔概要版〕

1 目的と位置づけ

◇がけ・擁壁防災対策方針の策定(平成28(2016)年10月)

世田谷区は土砂災害のリスクに備えて、ハード・ソフト両面から防災対策を推進し、区民の生命と財産を守るための施策の方向性を示すことを目的として、「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」を策定した。

区は、本方針に基づき、がけ・擁壁の安全性向上を図る支援施策及び土砂災害特別警戒区域内での補助制度を創設し、災害に強い街づくりを推進してきた。

◇「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」の公表(令和4(2022)年4月、国土交通省)

過去の大規模地震では法令等の技術基準に合わない擁壁や、健全度が低い擁壁の被害が多く、実態把握と予防保全対策が急務であるとした上で、擁壁の健全度判定後に行う具体的な対策(再構築・補強等)が示された。

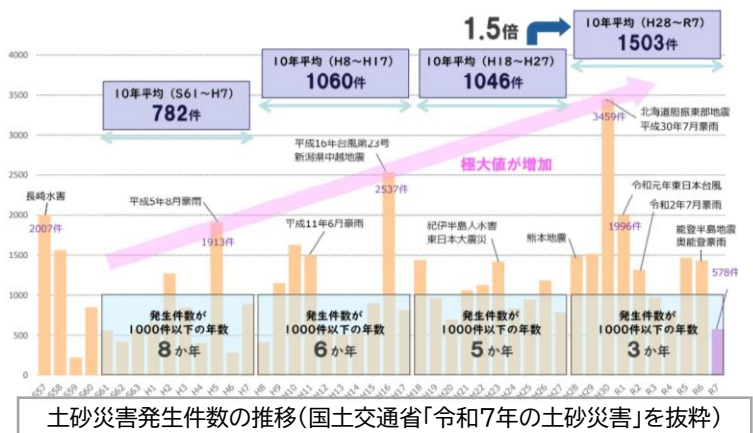
併せて、地方公共団体が、民有地においても所有者等への指導等を行い、予防保全対策が講じられることにより宅地防災の推進を図る必要があるとされた。

◇近年の土砂災害

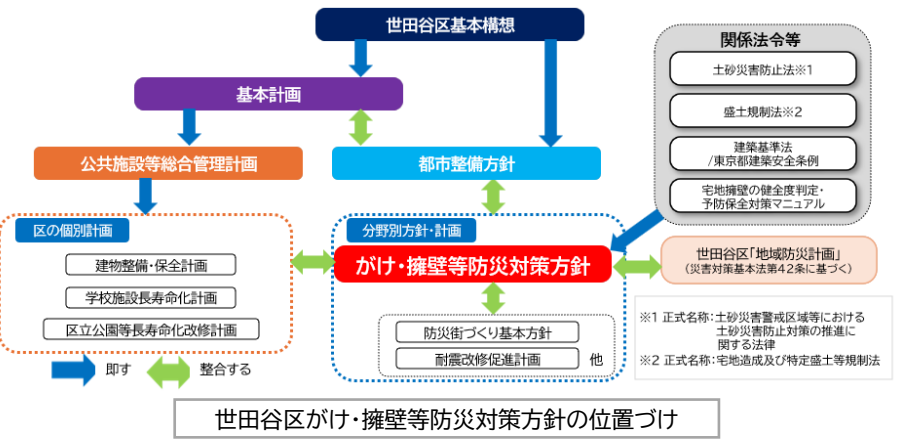
近年、全国的に土砂災害の発生件数は増加傾向にある。平成18(2006)年から27(2015)年の平均発生件数は1,046件だが、平成28(2016)年から令和7(2025)年では1,503件となり、約1.5倍に増加している。

発生原因としては、台風や地震等の自然災害が挙げられるが、線状降水帯の発生による集中豪雨も土砂災害の原因となっている。

また、老朽化によるがけ・擁壁の崩壊も発生している。

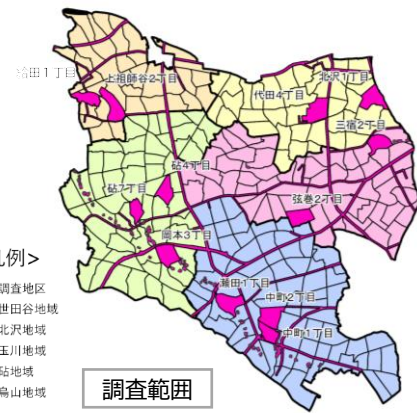


気象状況の激甚化や大規模地震発生のリスクを踏まえ、がけ・擁壁の防災対策は、ますます必要であるため、方針を改定する。



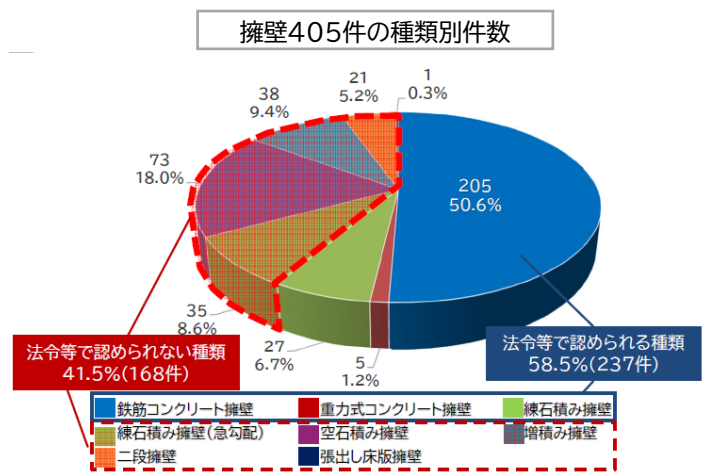
2 現地調査

- (1)調査概要
- ①目的
- ・現方針策定時に実施した調査(平成27(2015)年度調査)と同じ町丁目(サンプル地区)を外観目視による調査を行い、がけ・擁壁の時間的変化を確認することにより、所有者等による適切な管理がされているかを検証する。
 - ・土砂災害(特別)警戒区域及び、緊急輸送道路沿いにあるがけ・擁壁を調査する。
- ②調査範囲と対象
- ・次の範囲にある高さ2m以上かつ勾配30度以上のがけ及び高さ2m以上の擁壁。
 - ・サンプル地区内の公有地(道路、公園等)沿いのがけ・擁壁
 - ・区内全域の土砂災害(特別)警戒区域内にある公有地沿いのがけ・擁壁
 - ・区内全域の緊急輸送道路沿いのがけ・擁壁



(2)調査結果

- ①調査対象件数
- 414件
- ・がけ・擁壁別内訳
 - ・擁壁405件(擁壁+がけを含む)
 - ・がけ9件
- ②擁壁の種類
- 現地調査した擁壁を国土交通省「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」に基づき分類した。
- なお練石積み擁壁については、前面勾配が基準を満たす勾配が否かで分類した。

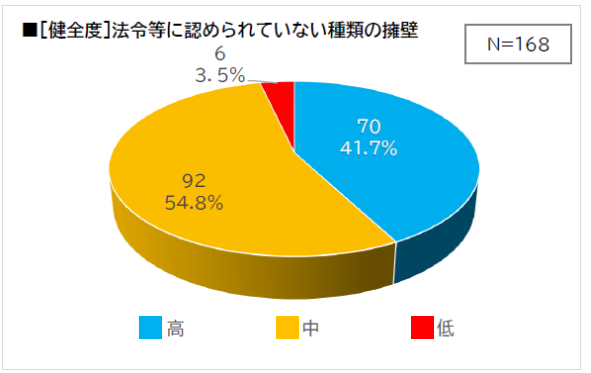
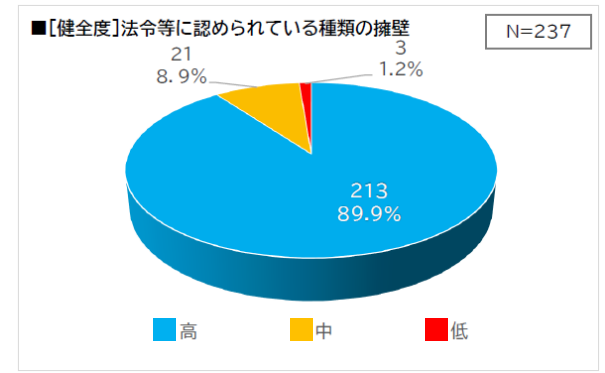
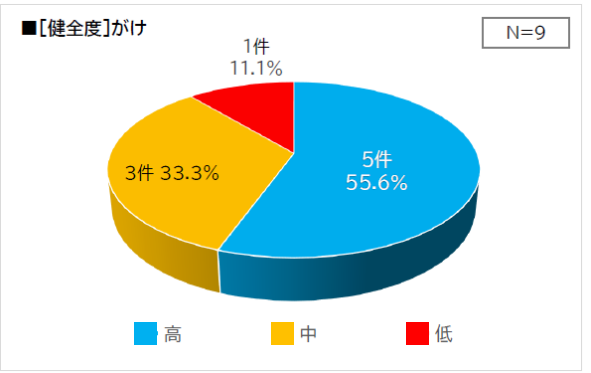
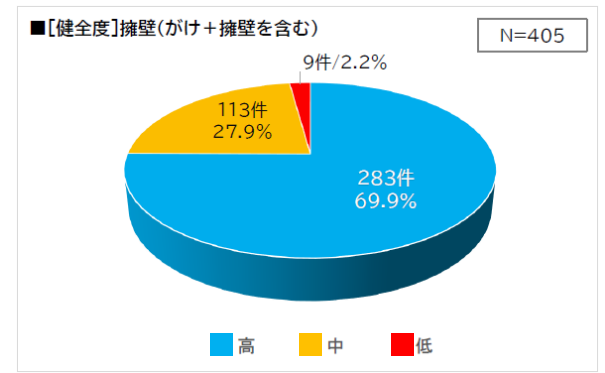


⇒全体の約4割が法令等に認められない種類の擁壁である。

③健全度判定

本調査では、国土交通省「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」に基づき、健全度を判定した。

健全度	高	中	低
判定内容	当面の危険性はない。	変状程度が著しい。	変状等の程度が特に顕著で危険。
対応目安	軽微な変状は必要に応じて補修する。	必要に応じて補修・補強等を実施し経過を観察する。変状が進行性である場合は継続的に点検を行う。	予防保全対策を行う。



- ⇒擁壁の健全度 低～中は、調査対象の約3割を占める(30.1%)。法令等に認められている種類の擁壁は、健全度が高い傾向にある。
- ④時間の経過に伴う状況の変化
- ・再構築、補強・補修、撤去をしたことが20件(8.3%)について確認できた。
 - ・平成27(2015)年当時に変状があった13件のうち、2件(15.4%)について対策がされたことが確認された。
 - ⇒平成27年以後の10年間に、何かしらの対策がされたがけ・擁壁:1割未満(要確認箇所のがけ・擁壁においては2割未満)
- ⑤区内のがけ・擁壁の予測件数
- 机上抽出調査と現地調査の結果から、区内のがけ・擁壁の予測件数は約10,000件と算出された。
- 道路に面するがけ・擁壁数 2,636件、道路に面しないがけ・擁壁数 7,675件 ⇒合計10,311件÷10,000件

3 現行施策

- (1)相談
無料相談会や専門家派遣制度は、一定の利用があり、所有者が「安全性を高める行動」を検討する機会になっている。
- (2)補助金
擁壁の築造や再構築にかかる工事費の一部を区が負担する補助金制度は、**制度の創設から現在まで活用実績がない。**

(3)補助金が活用されない理由の考察

- ①費用負担
公共工事設計労務単価の上昇及び建設資材の物価高騰により、所有者の費用負担が年々増加、着手が難しくなっている状況が推測される。

[参考]公共工事設計労務単価(右表)より、制度創設時(平成31(2019)年度)より7年が経過し、労務単価が約1.4倍に増加した。

②施工スペース

擁壁の築造や再構築には、建築物からの離隔距離(=施工スペース)が必要である。
擁壁の再構築を検討する際に、敷地内に建築物がある場合、施工スペース不足を理由に着手ができない状況が推測される。
一方、擁壁の補強は、比較的小スペースで施工が可能であるとともに、主に老朽化や地震による急な崩壊リスクを低減することが期待できる。
※砧地域のサンプル地区にあるがけ・擁壁のうち、約半数が施工スペースがとれないと分析をしている。

(4)現行施策の課題

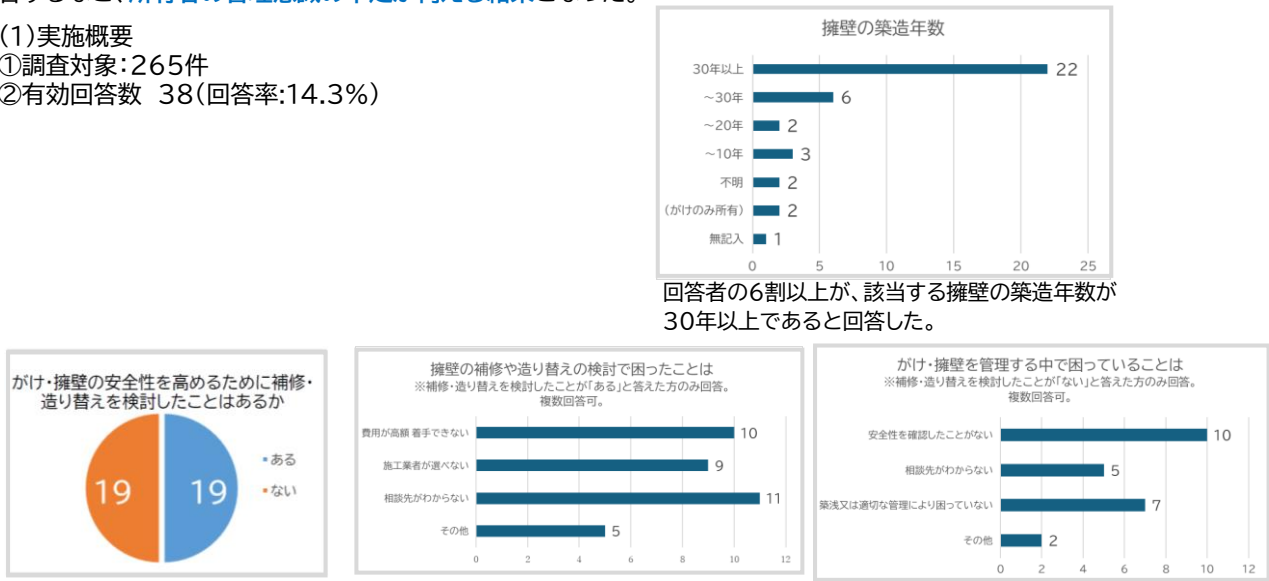
- ・**現行の施策では個人の費用負担や施工スペース不足といった問題から、所有者が擁壁等の安全対策を実施しにくい。**
- ・**所有者の安全対策を促進する施策が必要である。**

4 アンケート調査

がけや擁壁に関する意識を把握し、施策検討の参考とするため、サンプル地区等にある擁壁またはがけがある敷地の所有者等を対象に、アンケート調査を実施した。
回答率(14.3%)や、回答者の半数が「がけ・擁壁の安全性を高めるために補修・造り替えを検討したことはない」と回答するなど、**所有者の管理意識の不足が伺える結果**となった。

(1)実施概要

- ①調査対象 265件
②有効回答数 38(回答率:14.3%)



回答者の半数が、「がけ・擁壁の安全性を高めるために補修・造り替えを検討したことはない」と回答した。

補修・造り替えを検討したことがある回答者(19名)のうち、半数が費用、施工業者、相談先について困ったことがあると回答した。

補修・造り替えを検討したことがない回答者(19名)のうち、半数が安全を確認したことがないと回答した。また、相談先がわからないと回答した者も5名いた。

5 新たな施策の方向性

目指すべき方向性

がけ・擁壁の崩壊リスクを減らし、区民が安心して安全に暮らすことのできる街づくり

◇現地調査の結果

調査対象である414件のがけ・擁壁のうち、法令等に認められない種類の擁壁:約4割、健全度が低～中程度の擁壁:約3割、どちらかに1つ以上該当するがけ・擁壁は、**全体の約半分**⇒区内には課題のあるがけ・擁壁が多く存在している可能性がある。

◇時間の経過に伴う状況の変化

平成27(2015)年度の調査対象を令和7(2025)年度に調査した結果、何かしらの対策がされたがけ・擁壁:1割未満 ※要確認箇所のがけ・擁壁においては**2割未満**⇒今後も更新されることなく残存するおそれがある。

◇現行施策と実績

相 談 一定の利用があり、「安全性を高める行動」を検討する機会になっている。
補助金 制度の創設から現在まで活用実績がない。
⇒民有地の所有者等の安全対策を促進する施策が必要である。

◇アンケート調査

- ・回答率 14.3%
- ・回答者の半分:「がけ・擁壁の安全性を高めるために補修・造り替えを検討したことはない」と回答
- ⇒所有者の管理意識の不足が伺える結果となった。

基本的な考え方

◇公道沿いや公共施設沿い等の民有地におけるがけ・擁壁については、所有者による主体的な維持管理の促進に向けた意識醸成・啓発を行うとともに、支援の拡充を行う。

◇区が所有するがけ・擁壁については、適切な維持管理や安全対策を行う。

6 これからの防災対策に必要な施策

